



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年4月1日（水）

問い合わせ先：防災課

課長：高埜

担当：横田、大久

電話：829-1126

内線：2356

台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ（第13号）

台風第19号の被災者への支援内容について、現在さいたま市で行っている制度等をお知らせします。

詳細は、別添資料をご参照ください。

さいたま市から令和元年 台風第19号の被災者の皆様へのお知らせ

令和元年10月に発生した台風第19号の被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さいたま市で行っている支援内容についてお知らせします（4月1日時点）。

なお、修正または追加となった項目については、【修正】【追加】の表示をしておりますので、ご確認ください。

また、内閣府・総務省・法務省、厚生労働省、埼玉県から被災者の皆様へのお知らせがあります。詳しくは別添1をご確認ください。

※罹災証明書（住家）の申請等、申請期限が終了した支援制度は一覧から削除するなど、内容の整理を行っています。

減免、支給等には、災害による被害が一時的に多数生じる可能性がある場合等により、申請期限や制限等があります。

また、「対象」や「必要書類」は目安です。

詳しくは、各担当部署へご確認ください。

◆台風第19号に伴う各種支援制度

項目	対象	必要書類等	担当部署
りさい 罹災証明書 （非住家）	暴風、暴雨、洪水等の自然災害に伴い、住家以外の家屋等（店舗、工場、倉庫など）に被害を受けた場合で、災害と被害の因果関係が確認できる場合	☐ 申請書 ☐ 被災（浸水）状況の写真 ☐ 申請に来られた方が申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ☐ 認印 ●申請期限：令和2年6月15日 ※被災中小企業等への県の補助金が令和元年12月から開始となったことを受け、非住家の罹災証明書の申請期限を6月までとします。	各区役所総務課 防災・総務係 ※大宮区役所・南区役所は総務課 防災・防犯係
日本赤十字社からの救援物資	住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可）	各区役所福祉課 管理係
災害見舞金の支給	・住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合 ・災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可） ☐ 認印 ☐ 申請者（世帯主）の振込口座がわかるもの	※必要書類が対象内容により異なりますので、事前にご相談ください。
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書等被災状況がわかる書類（写し可） ☐ 埋火葬証明書 ☐ 認印	

項目	対象	必要書類等	担当部署
【修正】 水道料金の減額	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受けた場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書 ☐ 認印 ※申請書類の受付のみ ※災害発生日から、おおむね1年以内にご申請ください。	水道局各営業所窓口 各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
【修正】 下水道使用料の減免	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書 ☐ 認印 ※申請書類の受付のみ ※災害発生日から、おおむね1年以内にご申請ください。	各区役所 くらし応援室 くらし支援担当
住民票等各種証明書の交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度の手続きに、以下の証明を必要とする場合 ・住民票 ・印鑑登録証明書 等	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書又は被災届出受理証 ☐ 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ※本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。	各区役所区民課 記録係 各支所 ※区民課、支所、市民の窓口での発行に限ります。
税証明交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度の手続きに、以下の証明を必要とする場合 ・所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書） ・所得・課税（非課税）証明（一部事項証明書） ・各種納税証明書 ・公租証明、評価証明、資産証明、名寄帳 ・公図の写し	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書又は被災届出受理証 ☐ 窓口に来られた方が、申請者本人であることを確認できる書類（運転免許証等） ※本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。	北部市税事務所（大宮区） 市税の総合窓口 南部市税事務所（浦和区） 市税の総合窓口 各区役所（大宮区及び浦和区を除く） 市税の窓口
市税及び国民健康保険税の徴収猶予	納税者又は納税義務者がその財産について損害を受け、一時に納付し、又は納入することができない場合	☐ 申請書 ☐ 財産収支状況書 ☐ 預貯金通帳、保険証券、給与明細書の写し等 ☐ 罹災証明書若しくは被害を受けた財産及び被害額・補てん額等を明らかにできる書類 ☐ 窓口に来られた方が申請者であることを確認できる書類（運転免許証等） ☐ 認印	北部・南部市税事務所 納税課

項目	対象	必要書類等	担当部署
国民健康保険 税の減免	住宅や家財等に受けた損害 が一定の条件を満たした場合	☐ 申請書 ☐ 保険証 ☐ 罹災証明書 ☐ 身分証明書 ☐ 認印 ※災害発生日から、おおむね 1年以内にご申請ください。 （年度単位で申請が必要 になります）	各区役所保険年金課 国保係
【修正】 国民健康保険 一部負担金の 還付	住宅に受けた損害が一定 の条件を満たした場合、 または、主たる生計維持 者が死亡、重篤な傷病、 行方不明等の場合で、 令和元年10月12日以降に、 医療機関等に一部負担金を 支払った場合 ※対象は令和2年3月受 診分まで	☐ 申請書 ☐ 領収書 ☐ 罹災証明書 ☐ 身分証明書 ☐ 認印 （主たる生計維持者に係る要 件で免除を受けている場合 は、要件により別途必要書類 がございます。） ●申請期限：該当の一部負担 金を支払った日の翌日から 2年を経過する日まで	
国民年金保険 料の免除	住宅や家財等の被害金額が 一定の条件を満たした場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書 ☐ 被害額・補てん額を明らかに できる書類 ☐ 基礎年金番号のわかる書類 （年金手帳等） ☐ 身分証明書 ☐ 認印 今回の災害により、免除が承 認される期間は、令和元年9 月分から令和3年6月分まで の期間となります。 お早めにお手続きください。	各区役所保険年金課 年金係

項目	対象	必要書類等	担当部署
後期高齢者医療保険料の減免	住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合	☐ 申請書 ☐ 保険証 ☐ 罹災証明書 ☐ 認印 ●申請期限：令和元年10月12日以降、1年間（年度単位で申請が必要になります）	各区役所保険年金課 福祉医療係
【修正】 後期高齢者医療保険一部負担金の還付	住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合、または、主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合で、令和元年10月12日以降に、医療機関等に一部負担金を支払った場合 ※対象は令和2年3月受診分まで	☐ 申請書 ☐ 保険証 ☐ 領収書 ☐ 罹災証明書 ☐ 認印 （主たる生計維持者に係る要件で免除を受けている場合は、要件により別途必要書類がございます。） ●申請期限：該当の一部負担金を支払った日の翌日から2年を経過する日まで	

項目	対象	必要書類等	担当部署
介護保険料の 減免	住宅に受けた損害が一定の 条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、 重篤な傷病、行方不明等の 場合	☐ 申請書 ☐ 罹災証明書 ☐ 窓口に来られた方が、申請 者本人であることを確認で きる書類（運転免許証等） ☐ 認印 今回の災害により、減免が承認 される期間は、原則、令和元年 10月から1年間です。 お早めにお手続きください。 （年度単位で申請が必要にな ります）	各区役所高齢介護課 介護保険係
【修正】 介護保険利用 者負担の減免	住宅に受けた損害が一定の 条件を満たした場合 主たる生計維持者が死亡、 重篤な傷病、行方不明等の 場合	<令和2年3月利用分まで> ※さいたま市への申請は必要 ありません。介護サービス 事業所へ、住宅の被害状況 等をお伝えください。 <令和2年4月利用分以降> ※申請が必要になります。 詳しくは各区高齢介護課 までお問合せください。 ●令和2年9月利用分まで	
【修正】 介護保険利用 者負担の還付	介護保険利用者負担の減免 の対象者で、令和元年10月 12日以降に、介護サービス 事業所に利用者負担を支払 った場合 ※対象は令和2年9月利 用分まで	☐ 申請書 ☐ 被保険者証 ☐ 領収書 ☐ 罹災証明書 ☐ 窓口に来られた方が、申請 者本人であることを確認で きる書類（運転免許証等） ☐ 認印 （主たる生計維持者に係る要 件で減免を受けている場合 は、要件により別途必要書類 がございます。） ●申請期限：該当の利用者負 担分を支払った日の翌日か ら2年を経過する日まで ※令和2年4月利用分以降 については、「介護保険 利用者負担額免除証明書」 が必要になります。	

項目	対象	必要書類等	担当部署
・経営・金融特別相談窓口の開設 ・さいたま市中小企業融資制度の利用	市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合	担当部署へお問合せください ※さいたま市中小企業融資制度は、申込期限や融資要件が資金メニューによって異なるため、詳細については担当部署へお問い合わせください。	公益財団法人 さいたま市産業創造財団 TEL 851-6652(経営全般) TEL 851-6391(資金繰り) FAX 851-6653
就学援助制度 （学用品の購入や給食費等の援助）	本市にお住まいで、経済的理由により就学困難（罹災により経済的に就学困難となった場合を含む）と認められる小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）の児童生徒の保護者	担当部署へお問合せください	教育委員会 学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990

【各区役所の代表電話番号】※FAXは区総務課

西区：622-1111 【FAX】620-2760	北区：653-1111 【FAX】669-6160	大宮区：657-0111 【FAX】646-3160	見沼区：687-1111 【FAX】681-6160
中央区：856-1111 【FAX】840-6160	桜区：858-1111 【FAX】856-6270	浦和区：825-1111 【FAX】829-6233	南区：838-1111 【FAX】844-7270
緑区：874-1111 【FAX】712-1270	岩槻区：790-0111 【FAX】790-0260		

【修正】【市税事務所各課所の電話番号】

北部市税の総合窓口：646-3102 【FAX】646-3164	北部 納税課：646-3039 【FAX】646-3121
南部市税の総合窓口：829-1386 【FAX】829-6236	南部 納税課：829-1734 【FAX】829-1964

管轄地域 北部市税事務所…西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区

南部市税事務所…中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

被災者のみなさまへ

令和元年10月18日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 令和元年台風第19号による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

◎令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、総務省特設ページ（http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html）などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省
特設ページ

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日(土)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和元年10月10日以後に満了するもの)が**令和2年5月29日(金)まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和元年10月10日(木)から令和4年9月30日(金)まで**に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ先

弁護士会では、各地にある相談センター等において各種相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

○岩手弁護士会

019-623-5005

受付時間

平日 9時～17時

○群馬弁護士会

027-234-9321

受付時間

平日 9時～12時
13時～17時

○新潟県弁護士会

025-222-5533

受付時間

平日 9時～17時

○仙台弁護士会

022-265-5286

受付時間

平日10時～16時

実施期間

2019年11月下旬頃まで

○埼玉弁護士会

048-710-5666

受付時間

平日 9時～17時
土曜 9時30分～11時30分

○山梨県弁護士会

055-235-7202

受付時間

平日 9時30分～17時

○福島県弁護士会

024-534-1211（福島）

024-925-6511（郡山）

0246-25-0455（いわき）

受付時間

平日14時～16時

実施期間

2020年3月31日まで

○千葉県弁護士会

043-222-2260

受付時間（※指定日のみ）

平日10時30分～12時30分
15時30分～17時30分

○長野県弁護士会

026-232-2777

受付時間

平日 9時～17時

○茨城県弁護士会

029-232-1227

受付時間

平日13時～15時

実施期間

2019年11月29日まで

○東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

03-3581-2233

受付時間

平日10時～16時
土曜12時～16時

実施期間

2019年12月下旬頃まで

○静岡県弁護士会

054-252-0008（静岡）

053-455-3009（浜松）

055-931-1848（沼津）

受付時間

平日 9時～12時
13時～17時

○栃木県弁護士会

028-614-3550

受付時間

平日（火～金）13時～16時

実施期間

2019年12月27日まで

○神奈川県弁護士会

045-211-7711

受付時間

平日10時～12時
13時～16時

※実施期間の記載がないものは期間未定又は常設です。
※受付時間・実施期間は変更になることがあります。
上記電話番号につながらない場合は当該弁護士会にお問い合わせください。

【本件担当】

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付

TEL 03-5253-2111

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

- **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

埼玉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（☆）介護保険のみ

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町（☆）、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

埼玉県中小企業災害復旧支援補助金の 第2次募集のご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業再建に向けた復旧に要する経費の一部を補助します。

申請期間

令和2年2/14(金) ～ 令和2年6/30(火)

補助対象者

埼玉県内で台風の被害を受けた中小企業者(※)であること等

※ 中小企業支援法第2条第1項に規定する会社及び個人並びに中小企業団体

補助額・対象経費等

補助金額

上限 **5,000** 万円

〔復旧に要する経費(補助対象経費)の
4分の3以内の補助となります。〕

補助期間

令和2年12月25日(金)

経費区分	補助対象経費
施設	修繕及び修繕工事に要する経費 (建替えは対象外)
設備	原則資産として計上する設備の修理・購入に 要する経費 〔資産計上されない什器のうち、パソコン等 業務専用の機器等も対象〕
車両	業務用の車両の修理・購入に要する経費
委託費	復旧に要する委託費(清掃費、産廃処分費、撤 去費、解体・運搬費等)
賃料・ リース	仮復旧のための空き店舗等の賃料、リース料 (補助対象期間に限る。)

申請方法

提出方法

- ① 各市町村の商工会議所・商工会での事前相談会に参加ください。
受付時間：午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)
- ② 各市町村の商工会議所・商工会で申請書類の確認を経て、県へ郵送してください。

ホームページ



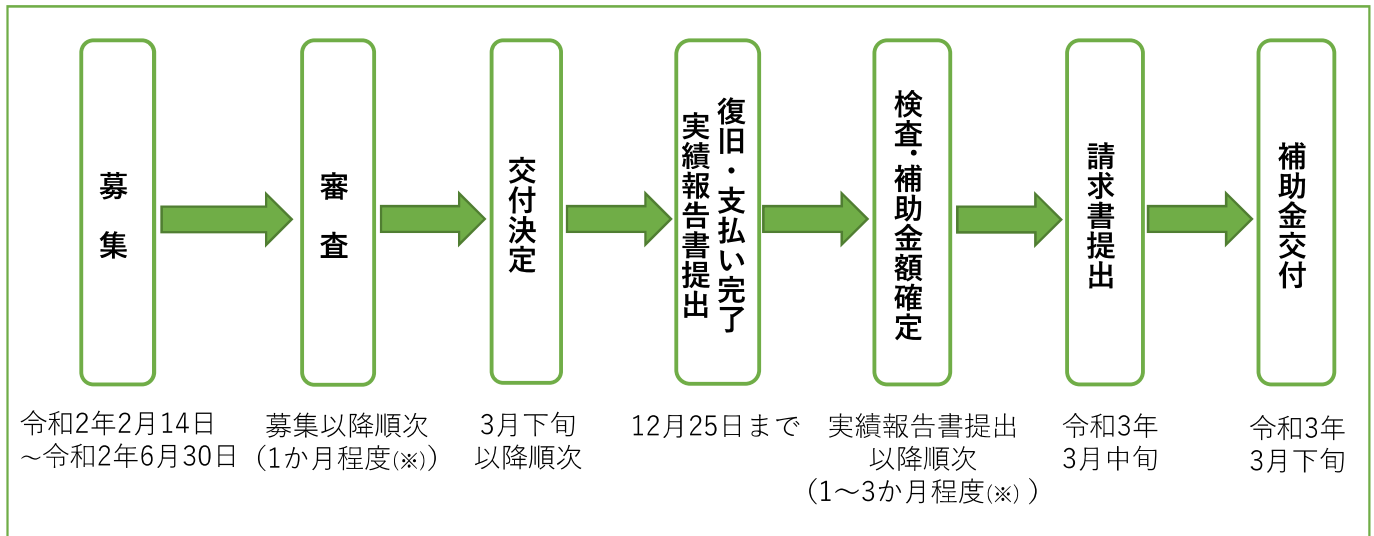
提出書類

- (1) 交付申請書(様式あり※)
- (2) 企業概要(様式あり※)
- (3) 復旧計画書(様式あり※)
- (4) (法人の場合) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
(個人事業主の場合) 創業時、埼玉県内の税務署に提出し、受付印が押印された開業届の写し
- (5) 令和元年台風第19号に係る、り災・被災証明書の写し
- (6) 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の所有を証する書類の写し
- (7) 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の被災状況が分かる写真
- (8) 保険金の受取関係書類の写し
- (9) その他知事が必要とする書類等

※ 以下の埼玉県ホームページより提出書類の様式をダウンロードしてください。

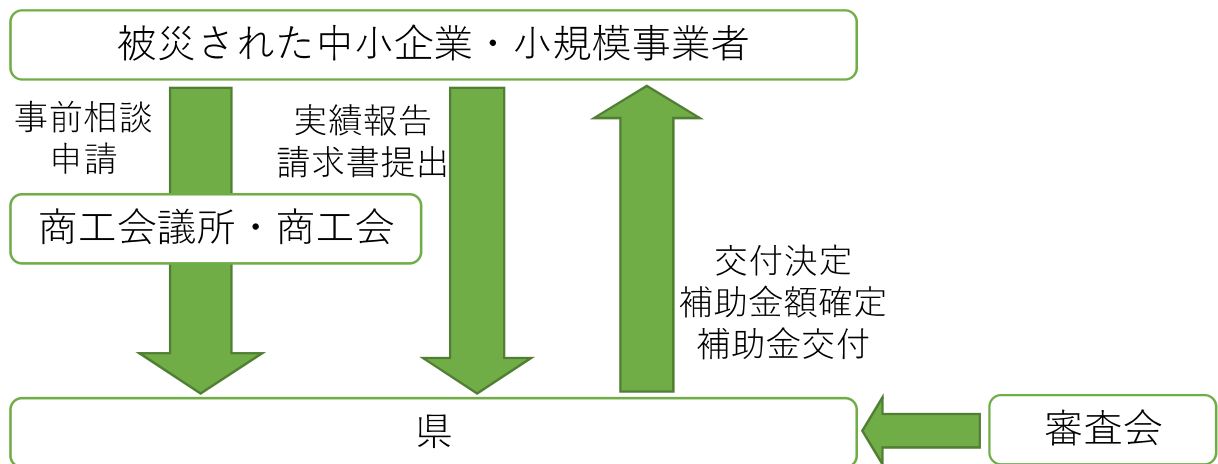
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/19gou_hojo.html

事業スケジュール



※あくまで目安であり、申請等の時期や混雑状況により期間が延びる場合があります。
また、補助金交付の時期等も申請等の時期等に応じて変更となる可能性があります。

申請手続きイメージ図



お問合せ先

各市町村の商工会議所・商工会へお問合せください。
各市町村の商工会議所・商工会一覧はホームページに掲載しています。

その他詳細は、ホームページの「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金
第2次募集案内」をご覧ください。

ホームページ



〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎4階）

埼玉県産業労働部 産業支援課 補助金相談窓口

TEL：048-830-7877 FAX：048-830-4813



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」